

継続

原議保存期間	3年(平成34年3月31日まで)
有効期間	一種(平成34年3月31日まで)

本庁各局部課長
各審議官
首席監察官
各管区警察局広域調整担当部長
東京都警察情報通信部長 殿
北海道警察情報通信部長
警視庁地域部長
各道府県警察本部長
各方面本部長
(参考送付先)

警察庁丁地発第45号
平成31年3月20日
警察庁生活安全局地域課長

警察大学校生活安全教養部長
皇宮警察本部長
各管区警察学校長

警察用船舶広域運用推進要綱実施細目の制定について

警察用船舶広域運用推進要綱(昭和63年3月18日警察庁丙勤発第12号)第5に基づき、別添の「警察用船舶広域運用推進要綱実施細目」を定めたので、警察用船舶の広域運用を推進するに当たって、遺憾のないようにされたい。

【継続措置状況】

初回発出日：昭和63年3月18日
(有効期間：平成31年3月31日)

別添

警察用船舶広域運用推進要綱実施細目

目次

- 1 広域運用計画等
- 2 全国警察用船舶情報センターの管理する情報
- 3 船舶の整備時期の報告
- 4 都道府県警察の整備すべき基礎資料
- 5 広域運用訓練計画
- 6 船舶等の援助要求の手続等
- 7 その他

1 広域運用計画等

(1) 広域運用計画は、次の事項について定めるものとする。

ア 当該都道府県警察に配備されている船舶につき、当該年において講ずべき広域運用に関する施策の大綱

イ 広域運用の対象とする船舶ごとの広域運用に関する次の事項

(ア) 船舶の名称及び配置されている警察署等の名称

(イ) 広域運用を行う主たる任務及び活動内容

(ウ) 広域運用のための活動の対象とする水域

(エ) 広域運用のため派遣され、活動の拠点となる港の名称

(オ) 広域運用を行うために乗り込む船舶警察職員（警察官及び一般職員）の数、所属等の船舶警察職員の体制

(カ) 広域運用の回数

警察用船舶が配置されている警察署等の管轄区域を越え、広域運用のため配置場所から出発して同所に帰着するごとに1回として計算す

るものとし、概数でよい。

(キ) 広域運用の活動日数及び活動時間

「水上警察関係基礎統計に関する報告について」（昭和61年12月15日警察庁丙勤発第60号）の別紙「水上警察関係基礎統計作成報告要領」の2(3)に定める様式3号の記載要領の例により算出するものとし、概数でよい。

ウ 管轄区域が隣接し又は近接する関係都道府県警察との連携活動の確保のための施策

管轄水域の境界付近等における事案又は他の都道府県警察の管轄水域に警察活動が及ぶ事案に関し、連携活動のため船舶を出動させる水域及び出動させる船舶、任務分担、使用する通信系等について関係都道府県警察との協議に基づき講ずる措置について定める。

エ 船舶の受援に関する方針

他の都道府県警察の船舶の応援派遣を受ける必要のある警察事象等があらかじめ予想される場合において、当該警察事象等の概要、応援派遣を受ける船舶の船種、数、任務等について定める。

- (2) 都道府県警察は、毎年11月15日までに、翌年の広域運用計画を策定して、警察庁外勤課長に対し報告するものとする。ただし、昭和63年の広域運用計画については、同年6月1日までに報告するものとする。
- (3) 都道府県警察は、毎年3月31日までに、前年の広域運用計画に基づく広域運用の実施結果を報告するものとする。

2 全国警察用船舶情報センターの管理する情報

- (1) 全国警察用船舶情報センターが管理する船舶に関する情報は、各都道府県警察に配備されている船舶に関するおおむね次の情報とする。

ア 船舶の名称

- イ 配置されている警察署等の名称
- ウ 配置されている港の名称
- エ 航行区域
- オ 船種（長さ）
- カ 船質
- キ トン数
- ク 最高速力
- ケ 定員
- コ 建造年月日及び配備年月日
- サ 船舶無線の塔載の有無及び配備年月日
- シ レーダー塔載の有無
- ス S A R 条約対応船の指定の有無
- セ 定期点検等整備の時期
- ソ 船舶警察職員の配置状況
- タ 船舶警察職員の海技資格の取得状況
- チ その他船舶に関する情報

- (2) 都道府県警察は、(1) のア～チに掲げる船舶に関する情報に変更を生じたときは、速やかに警察庁外勤課長に電送で報告するものとする。

3 船舶の整備時期の報告

- (1) 警察用船舶広域運用推進要綱（昭和63年3月18日警察庁丙勤発第12号。以下「要綱」という。）第3の2（1）により整備時期等について警察庁に報告すべき船舶は、12メートル型以上の船舶とする。
- (2) 要綱第3の2（1）による整備時期等の報告は、次の事項について、当該船舶の整備開始日の1箇月前（その日が休日に当たるときは、その前日）までに（1箇月前までに整備の時期が判明しない場合にあつては、

整備の時期が判明した日又は整備の必要性が生じた日以降速やかに)、電送で行うものとする。

ア 船舶の名称

イ 整備に要する期間

定期点検、事故、故障等による整備のため船舶の運航を停止した日から整備が完了し運航することができる状態になるまでの日をいう。

ウ 整備の種類

定期点検、事故、故障、装備資器材の整備等の別をいう。

4 都道府県警察の整備すべき基礎資料

都道府県警察が整備すべき基礎資料は、おおむね、次の事項について記載した図書とする。

ア 港湾施設の構造、配置状況等

イ 活動区域及び係留場所並びにその周辺海域における次の事項

(ア) 過去の統計に基づく風速、風力、天候等の気象条件

(イ) 波高、波長、潮位、潮流の方向及び速さ等の海象状況

(ウ) 岩礁の位置、水深、海上施設その他の海の地形及び地物の記載された海図及び航路図

ウ 燃料の補給場所及び補給のための船舶燃料業者

エ 船舶相互間の通信要領

オ 管轄水域の航行区域の指定及びその範囲

カ 船舶の運用に伴う救助体制

キ その他船舶の運用に伴い必要な事項

5 広域運用訓練計画

(1) 警察庁は、2以上の管区警察局（警視庁及び北海道警察を合む。）の管轄する都道府県警察の船舶を動員して実施する広域運用訓練について、

毎年12月1日までに、翌年の年間計画を策定して、関係管区警察局及び都道府県警察に通知するものとする。

- (2) 管区警察局は、管轄する2以上の府県警察の船舶を動員して実施する広域運用訓練について、毎年12月1日までに、翌年の年間計画を策定して、警察庁に報告するとともに、関係府県警察に通知するものとする。
- (3) 都道府県警察は、配備されている船舶の広域運用訓練について、毎年12月末日までに、翌年の年間計画を策定して、警察庁及び管轄する管区警察局に報告するものとする。
- (4) 管区警察局及び都道府県警察は、船舶の広域運用訓練に係る年間計画に基づく訓練の実施結果について、訓練終了後、速やかに警察庁及び管轄する管区警察局に報告するものとする。

6 援助要求の手続等

- (1) 都道府県警察が他の都道府県警察の船舶等の援助要求をしようとするときは、当該都道府県警察の本部の水上警察担当部門において、当該援助要求に係る事件事故等の処理担当部門と協議の上、援助要求計画を策定して援助要求を行うものとする。
- (2) 要綱第4の3による連絡を受けた警察庁保安部外勤課又は管区警察局保安（公安）部保安課は、当該援助要求に係る事件事故等の処理担当課と協議し、要綱第4の5の調整を行うものとする。

7 その他

この実施細目は、要綱の施行の日（昭和63年4月1日）から施行する。